

# 8月診療分から高額療養費の上限額が変更

## 高額療養費とは

同月内の医療費が高額となり、自己負担限度額を超えた場合、申請すると、限度額を超過した分が支給される制度です。

●後期高齢者医療に関すること…

保険年金課 高齢者医療係

☎551-0361 ☎553-0250

・国民健康保険に関すること…

保険年金課 国民健康保険係

☎551-1807 ☎553-0250

## 変更内容

平成29年7月診療分まで

所得区分	外来（個人）	外来+入院（世帯単位）
現役並み	44,400円	80,100円 + $\alpha$ ※1 (多数回 44,400円 ※2)
一般	12,000円	44,400円
住民税 非課税	区分Ⅱ	8,000円
	区分Ⅰ	15,000円

平成29年8月診療分から

所得区分	外来（個人）	外来+入院（世帯単位）
現役並み	57,600円	80,100円 + $\alpha$ ※1 (多数回 44,400円 ※2)
一般	14,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 (多数回44,400円 ※2)
住民税 非課税	区分Ⅱ	8,000円
	区分Ⅰ	15,000円

※1  $\alpha = (\text{総医療費} - 267,000 \text{円}) \times 1\%$

※2 年4回以上、高額療養費を受けた場合の自己負担限度額

## 勤労者向け融資制度を活用ください

	勤労者教育資金	勤労者福祉資金
融資対象者	市内に1年以上居住、または市内の事業所に1年以上勤務する勤労者で以下のいずれにも該当する人。 1. 大学、短期大学または専門学校で、修業年数が2年以上の教育施設に入学・就学（在学）する子もしくは兄弟姉妹のいる人 2. 融資資金の償還能力があると認められる人で、取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けられる人※2 3. 市町村税を完納している人	市内に1年以上居住、または市内の事業所に1年以上勤務する勤労者で以下のいずれにも該当する人。 1. 融資資金の償還能力があると認められる人で、取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けられる人※2 2. 市町村税を完納している人
資金用途※1	大学などに入学または就学（在学）するのに必要な資金	1. 二親等以内の家族の医療費・出産費 2. 本人または家族の冠婚葬祭費 3. その他の生活に必要な資金（耐久消費財購入および住宅関連費用は除く）
融資限度額	100万円	100万円
利率	年1.60%（固定利率）※3	年2.0%（固定利率）※3
償還期間	5年以内（※大学は4年、短期大学および専門学校は2年を限度として、猶予期間中にあたりは利息を償還する。）	5年以内
取扱金融機関	近畿労働金庫	近畿労働金庫

※1 必要とする資金の明細書が必要です。

※2 個人事業主・家族従業員は、経営または従事期間3年以上が条件になります。

※3 別途0.7%または1.2%の保証料が必要です。

●経済振興労政課 労政・就労推進係 ☎551-0104 ☎551-0148

近畿労働金庫草津支店 ☎562-5791 ☎564-6288

# 自他を大切に育てる子どもを育むために 「自尊心」って？

滋賀県教育委員会「人権教育推進プラン」では、「自尊心」とは長所も短所もひっそりめて自分をかけがえない存在と感じることであるとしています。

自分自身を価値ある存在として認める感情であり、学習意欲の向上や良好な人間関係を築くこととする基礎となります。人権感覚が磨かれるための基盤ともなり、自分や他人を大切な存在であることを認め、人権を尊重していく態度や行動につながるとも言われています。

## ■「自尊心」が高まると...

- 自分自身と向き合い、自分自身を大切にできる。
- 将来への展望を持ち、前向きに生きていくこととする。
- 何事にも粘り強く取り組もうとする。
- 他人の気持ちを考え、自分も人も大切にできる。

## ■「自尊心」の概念

「自尊心」には、二つの側面があります。一つ目は基本的自尊心と呼ばれ、ありのままの自分

の存在を価値あるものとして捉えて認める感情のことです。周囲の人たちとの肯定的な関わりによって身につき、積み上がっていくと考えられています。

二つ目は社会的自尊心です。達成すること、成功すること、認められることなどによって身についていく感情で、周囲の人たちから評価されることで高まるとも言われています。

この二つの自尊心がバランスよく身に付いていくことで、しなやかで折れない心、失敗しても挑戦し続ける心を持つ子どもに育っていくと考えられています。

## ■「自尊心」を高めるための市内小・中学校の取組み

- ・ 小学校へ  
 ・ 自分自身をグループ内で話し、お互いのことを知るためのきっかけにする。
- ・ 中学校へ  
 ・ お互いのよいところを伝え合うことで、自分自身のよいところを再認識する。

・ 1～6年までの縦のつながりを意識した集団活動を行い、学年

に応じた役割を果たす。  
 ・ 自分の成長を振り返り、多くの人々の願いや支えに気づく。  
 へ 中学校へ

- ・ 学校生活アンケートにより、一人ひとりの居場所保有感を測り、環境改善に生かす。
- ・ ソーシャルスキルトレーニングを行い、対人関係で生じるトラブル回避スキルを学ぶ。

・ 自尊心を高めるための小中連携の共通実践に取り組み、学習や生活の中で必要なスキルを身につけられるようにする。

今後も主体的・対話的な日々の授業をはじめ、さまざまな活動の中で、児童・生徒たちの主体性や多様性を育み、自分や他者に対する理解を深めていきます。また、家庭・地域・学校が「自尊心」の大切さとそれぞれの役割を認識し、引き続き連携していきます。



「自尊心」を高める中学校での授業

## 問 学校教育課

☎ 551-0130 FAX 551-0149

# 65歳以上は結核検診の受診を ～結核は今も発生している感染症～

結核は、現在でも1日に50人の新しい患者が発生し、5人が命を落としている日本の重大な感染症です。

## ■こんなときは病院へ

咳が2週間以上続く、痰がでる、痰に血が混ざる、体がだるい、微熱が続くなど気になる症状が長く続くようなら、必ずマスクを着用して医療機関を受診してください。

もし、結核であった場合は決められた期間、確実に薬を飲めば治ります。

## ■検診を受けましょう

年に1度は胸部X線（レントゲン）検査を受けましょう。市では、結核検診を実施しています。

・ 栗東・草津市内の委託医療機関：  
 65歳以上「結核検診」(期間6～11月) 無料

・ なごやかセンターでの集団検診(検診バス)：  
 40歳以上「肺がん・結核検診」(年間8回)

※70歳以上は無料

## 問 健康増進課 健康管理係

☎ 554-6100 FAX 554-6101



# 野焼きは法律で禁止されています

野焼き（野外焼却）に関する苦情は毎年多く寄せられ、昨年度は23件、本年度は10件発生しています（6月末現在）。

野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、煙や臭いの発生により、近隣住民に多大な迷惑になるだけでなく、火災の原因となるので絶対に行わないでください。

焼畑などの農業を営むためにやむを得ない焼却など、法律で一部例外として認められている事例もあります。が、近隣の生活環境に配慮せず、迷惑がかかる場合や危険な場合は行政指導の対象となることもあります。

刈り取った草や稲わらはすき込むか、庭木を剪定した枝を含め、ごみは正しく分別し、決められた日にごみ集積場へ出すか、事前に環境政策課で自己搬入許可申請の手続きをし、環境センターに直接搬入してください。

環境政策課 環境政策係  
農林課 農政係

551-0124  
551-0336  
551-0148  
554-1123

## 大雨・台風に備える

毎年、台風シーズンは大雨による災害の発生しやすい時期です。地域で安全対策について改めて確認をしましょう。

- 降雨によりいつも冠水する場所や、氾濫の危険がある水路などは、あらかじめ地域内で確認し合い、情報を共有する。
- 用排水路を清掃、水門、堰を操作し故障、問題がないか確認する。
- 台風前に対策できるよう、水門、堰などの操作は、誰がどこを行うかなど、事前に確認し合う。
- ため池は、堤に崩れや変形がないか、池内に枯木、雑物などはないか、用水路や取水施設が機能低下していないか確認する。大雨が予想されるときは水位を下げしておく。

※人命第一です。  
対策は、台風接近前に余裕をもって行いましょう。



用水路の確認を

## 「栗東100歳大学」オープン・キャンパス

とは、その年齢ではない人は、参加できないね。

それでもないみたい。これからその年齢になる人は、大学生になるチャンスがあるので駄目みたいだけど、年齢をこえた人も定員内なら大学生になれるんだって。

● 定員は、何人？回数や頻度はどうなってるの？

● 定員は40人。週1回で全40回、約10か月間1回90分の講義や実技、ディスカッションがあるんだって。

● 10か月間、週1回大学に通うって大変そう。

● それはそうかもしれないね。でも実際に通っている大学生や卒業生に感想や話を聞いてみるのが一番だね。

● そうそう、栗東100歳大学オープン・キャンパスがあるらしいよ。カリキュラム体験や在学生や卒業生による相談コーナーもあるみたい。しかもオープン・キャンパスは、誰が参加してもいいんだって。● それはいいね！参加してみよう！問合せ・申込み…

長寿福祉課 地域支援係  
551-0198  
551-0548



< 1回目 > 日時…8月24日(木) 10時～11時30分  
場所…市役所2階 第1会議室

< 2回目 > 日時…8月31日(木) 10時～11時30分  
場所…さくら小ホール ※駐車料金が必要です。

● 栗東100歳大学？聞いたことあるけど、よく分からないね。  
● 65・66歳を対象にして「人生100歳時代」の「若い」についてカリキュラムを通じて自分の健康や生きがいづくり、社会に役立つ活動を実践するなど、健康で豊かな老後を過ごすために開校しているらしいよ。

551-0198  
551-0548

# 龍谷大学と包括連携協定を締結

7月11日、本市と龍谷大学が包括連携協定を締結しました。市が複数分野の包括的な連携協定を大学と結ぶのは初めてです。

龍谷大学とは、東海道路ほっこりまつりの開催や栗東市BBS会の活動など、地域コミュニティの推進や景観まちづくりなどと連携してきました。今後は、福祉、産業振興、地方創生などのさらに多様な分野で連携協力を進め、栗東の発展を目指していきます。

協定締結式では、市長が「今まで以上の連携により、若い学生の意見から、元気なまちづくりを進めた」と語りました。



▲締結式でいっそうの連携を誓う、龍谷大学の入澤崇学長（左）と市長

# ボールと折り紙を寄贈いただきました

6月28日、大阪ガス株式会社から、企業ボランティア活動「小さな灯運動」の一環として、ボール24個と折り紙24組を寄贈いただきました。

これは、次代を担う子どもたちの健やかな成長を願って寄贈いただいたものです。

寄贈いただいたボールと折り紙は、市内の保育園・幼稚園・幼児園で大切に活用させていただきます。

本市まちづくりの重要施策の一つである「子育てに安心を」をいっそう進めていくため、子どもたちの健やかな成長・発達を目指し、有効活用しながら、子どもがのびのびと元気に育つ環境づくりを進めていきます。



▲大阪ガス株式会社の船谷昭夫滋賀地区支配人から寄贈いただきました

## りっとうの 商工振興

# くおもいめぐる マーケティング 域内調達拡大運動 りっとういいな！めぐるプロジェクト

「りっとういいな！めぐるプロジェクト」とは

市内産の製造品などを域外へ販売することや、域外からの観光などにより消費を呼び込むことで、域内に資金が流入します。

また、流入した資金に基づき、市民が買い物などにより域内で消費し、市内企業が製造品を作る資材などを可能な限り域内で調達することや新たな設備投資などを行うことで、雇用の創出が生まれ、地域経済が活性化するという好循環を生み出します。

市民や市内の中小企業者、工場、物流施設、学校、病院などの大企業者や公共機関なども含め、これらに継続して取り組むことで、あらゆる主体にも相乗効果が生まれることを共有するための運動のことを言います。

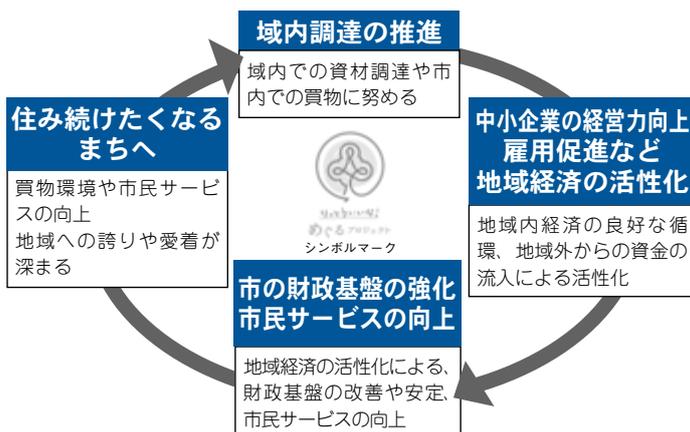
具体的な内容は順次掲載していきます。

### りっとうで買いましょう

市では、消耗品や備品などの購入にあたり、域内（市内）での調

達に努めるとともに、域内での資材などの調達に向け、働きかけを実施する予定です。域内での買い物促進にご協力ください。

※「域内」とは本市を中心とみたときに、草津市、守山市、野洲市、湖南市などの周辺自治体を一定の商圏域として定義しています。



商工振興課 商工振興係  
551-0236  
551-0148



## 子育て情報

### ～スマートフォンと子ども～

パソコンや携帯電話、スマートフォン、テレビなどでさまざまな情報や動画などをみる機会が大人も子どもも多いのではないのでしょうか。育児の最中も子どもを泣きやませるため、静かにさせるためと、乳幼児期から、スマートフォンの動画やアプリを使っているという人も少なくありません。しかし、幼い頃から、テレビやスマートフォンを長時間使用することは、コミュニケーションが一方的となり、子どもの成長や言葉の発達に影響があると考えられています。

乳幼児期は、身近な人との関わり合い、そして遊びなどの経験をとおして、人間関係を築き、心も身体も成長していきます。赤ちゃんの頃から、目と目を合わせ、積極的に語りかけてあげることで、親子関係を深めることはもちろん、子どもが親に話したい気持ちが育ち、言葉の成長につながっていきます。子どもは自主的に体を動かし、さまざまな体験をすることで、見る、聞く、嗅ぐ、味わう、触れるといった五感をバランス良く身につけていきます。

このように、スマートフォンやテレビからの一方的な関わりではなく、親子が向き合って一緒に遊びを共有していけるように関わっていくことが大切です。たとえば、絵本の読み聞かせや手遊び歌と一緒に手や足を動かして遊んであげるといいでしょう。散歩に出かけて、一緒に外の音に耳をすましてみたり、草花や石などに触れて遊ぶこともいいですね。

子どもたちの健やかな成長のために、スマートフォンやテレビの使用時間や方法について、一度見直してみてもいいでしょうか。



☎健康増進課 母子保健係

☎ 554-6100 ☎ 554-6101

### ～油流出事故に注意～



事業所や家庭から河川や水路に油が流れ出す事故が、昨年度は14件、本年度は6月末までに4件発生しています。

原因は、不注意による流出や車両の事故などさまざまで、流出した油は、火災の危険性があるほか、環境の汚染や農作物の生育に影響を及ぼします。

また、写真のように、油の回収は大変困難で、多くの時間と労力と費用が必要となり、回収費用はすべて原因者の負担となります。

市民・事業者の皆さんは、事故の未然防止に努めていただくとともに、油を流出した場合や油類が流れている現場を発見した場合には、すぐに市または消防署へ連絡をしてください。

速やかな通報が、被害の拡大を防ぎます。

☎環境政策課 環境政策係

☎ 551-0336 ☎ 554-1123

### 土地・建物に関する各種手続き

#### ■所有者が亡くなったとき

土地・建物の所有者が亡くなった場合は、相続人の代表者が固定資産税納税通知書を受領し、納付いただくため、「相続人代表者指定届」を税務課に提出してください。

また、大津地方法務局で不動産の登記名義の変更(相続登記)の手続きを行ってください。

#### ■家屋を取り壊したとき、所有権を変更したとき

取り壊された建物が登記されている場合は、大津地方法務局で建物滅失登記の手続きを行ってください。取り壊された建物が未登記(法務局に登録されていない建物)の場合は、「家屋(建物)取壊届」を、売買・相続などによる未登記建物の所有権の移転は、「所有権移転申立書」を税務課に提出してください。

☎税務課 資産税係

☎ 551-0105 ☎ 551-2010